

## 地域金融連携

### ⑩公益財団法人ひょうご産業活性化センター

#### 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」(2012年優秀賞)

**受賞理由：**公的機関が中小企業の技術力・経営力を客観的に評価する仕組みを構築することにより、担保力の弱い中小企業の円滑な資金調達や経営改善に貢献しており、地域金融機関における事業性評価の有効な手法として他府県にも普及していることが評価された。

#### (実施機関)

公益財団法人ひょうご産業活性化センター

#### (事業の背景及び経緯)

##### (1) 中小企業のニーズ

- ・技術力や成長性があっても物的担保力が弱いため、融資を受けられない。
- ・技術力・経営力をアピールし、販売促進や企業価値の向上につなげたい。

##### (2) 金融機関のニーズ

- ・顧客企業の経営実態を客観的に把握し、経営改善につなげたい。
- ・事業性を評価して融資につなげたい。

#### (事業内容)

平成17年6月、中小企業の技術力、経営力を総合的に評価する「ひょうご中小企業技術評価制度」(現「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」)を発足

##### (1) 評価書の内容

- ・「新規性・独創性」、「市場規模・成長性」、「人材・組織体制」など10項目についてコメント・定量的評価を実施、あわせて総合評価も記載(①～⑤の5段階で評価し、さらに③+、③フラット、③-など3段階で評価)

##### (2) 評価書発行の流れ

###### ① 申込み

- ・企業が直接、または取引金融機関を経由して当センターに申込み。
- ・評価手数料は10万円(標準型)、企業負担は67千円(センター補助33千円)。

###### ② 企業ヒアリング・評価書原案の作成

- ・当センターから調査機関((一社)兵庫県中小企業診断士協会、NPO兵庫県技術士会、ビズサポート(株))に企業ヒアリング及び評価書原案の作成を委託。

###### ③ 評価書原案の調整

- ・調査機関の担当者と当センターで評価書原案の内容を確認、加筆修正。

###### ④ 技術評価委員会での審議、評価書の発行。

- ・当センター技術評価委員会(原則月2回開催)で、評価書の内容を審議、決定したうえで申込企業、金融機関に評価書を発行。

## (成果)

### (1) 評価書発行実績（平成 17 年 6 月～平成 28 年 12 月末）

- ・平成 17 年 6 月の制度発足から平成 28 年 12 月末までに累計 1,152 件の評価書を発行している。
- ・平成 23 年度に評価手数料の補助率を 1/2 から 1/3 に引き下げたため、23 年度の件数は減少したが、近年は大幅な増加傾向にある。
- ・平成 24 年度に「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」に名称変更。



### (2) 評価書を活用した融資実績

- ・これまでに 18 金融機関が評価書を顧客企業の実態把握や事業性評価に活用し、経営支援や融資につなげている。
- ・本制度と連動して 8 金融機関が独自の融資制度を設けており、これらも含めた融資総額は平成 28 年 12 月末で 683 件、181 億 3200 万円。

### (3) 中小企業の経営力強化

- ・担保力の弱い中小企業の円滑な資金調達に活用しているほか、取引先等へ自社の技術や事業のアピールに利用している。
- ・評価書で指摘された課題や問題点について、金融機関や当センターに支援を求めるなどして経営改善に取り組んでいる。
- ・全体評価が一定以上の企業に対しては、設備貸与制度の割賦損料の引き下げや信用保証協会の保証料の引き下げを実施。

### (4) 地域金融機関と連携強化

- ・金融機関では、本制度を融資の判断材料としてだけでなく、近年は顧客企業の経営の実態把握の手段としても活用している。財務面の定量評価に偏ることなく、製品・サービスの新規性や企業の成長性など事業性評価の手法として本制度を活用し、経営者との対話による経営課題の気づきや改善に向けた提案が可能となっている。
- ・全体評価が低い企業に対しては、平成 28 年度からセンターが実施している専門家派遣の企業の負担経費を 1/2 から 1/3 に軽減し、金融機関と連携して経営支援を実施し、さらに連携を強化している。

### (5) 他府県への波及

- ・本制度をモデルに広島県（平成 25 年度）、福岡県（平成 26 年度）、札幌市（平成 28 年度）が同様の評価制度を発足。
- ・平成 26 年度に日本弁理士会「知的財産活用賞」受賞

**(事業の取り組みに苦労したこと)**

**(1) 評価書の信頼性の維持・向上**

- ・評価書原案は年間 50 名程度の中小企業診断士や技術士等が作成。評価者によるばらつきをなくし、信頼性を担保するため、事務局では 1 件あたり 2～4 時間の綿密な打ち合わせを行い、加筆修正や再調査を実施するなど評価書の信頼性の維持・向上に努めている。

**(2) 事務の効率化**

- ・評価書の発行は、調査に着手してから 1 カ月程度を目途としており、事務の効率化を図りながら、迅速な発行に努めている。

**(事業の成功要因)**

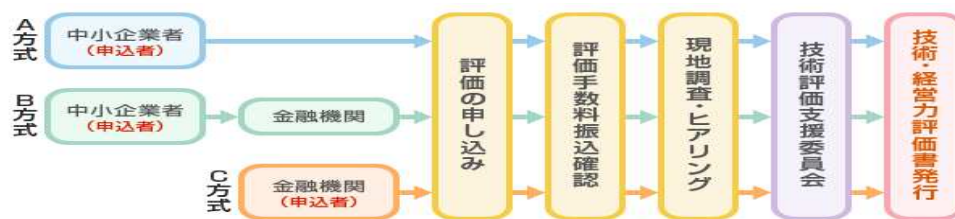
**(1) 中小企業、金融機関のニーズに合致**

- ・物的担保力が劣る中小企業が評価書を通して自社の経営の強みをアピールすることができ、金融機関としても顧客の経営実態を総合的に把握し、融資判断の参考にすることができるため、具体的な融資につながっている。

**(2) 金融機関等との連携**

- ・評価書発行件数 1,152 件の 96% に当たる 1,106 件が金融機関経由の申し込みであり、金融機関が企業に制度の利用を働きかけている。
- ・5 金融機関・5 商工団体で評価手数料の一部又は全部を負担しており、8 金融機関で評価書を活用した独自の融資制度を設けている。
- ・事務局には金融機関からの派遣者も在籍しており、財務に係る項目等について専門性を生かした助言を行っている。

**(評価書発行の流れ)**



**(評価書)**



**(レーダーチャート)**

